

## 新型コロナウイルス感染症対策情報

各位 様

福島茂利通信 (20200602)

### 神戸市「店舗家賃負担軽減補助金」

対象者：4月分及び5月分の家賃相当額の2分の1以上を減額した不動産オーナーにその一部を補助。（来店する客に対して物品の販売やサービスの提供を行う店舗が対象）

補助金額：2か月分の減額総額の10分の8（1オーナーあたり上限200万円）

相談窓口：専用コールセンター 電話番号：078-891-5212 平日の9:00～午後5時迄

### 経済産業省 「家賃支援給付金」

支給要件：今年の5月から12月の間で、去年の売り上げと比べて1か月で50%以上減少したか、連続する3ヵ月で30%以上減少した事業者が対象。

給付率：賃料の3分の2に相当する額。

中小企業法人1か月当たり50万円、個人事業主は25万円を上限。  
複数店舗所有等の場合は上限超過額の1/3を給付。  
給付上限額（月額）法人100万円、個人事業主50万円。

事務所などオフィスの賃料も対象。

経済産業省は6月下旬の受け付け開始を目指しています。オンラインでの受付となる見込み。

※ 神戸市「店舗家賃負担軽減補助金」は不動産オーナー向け、

※ 経済産業省 「家賃支援給付金」は家賃を支払っている中小企業

法人、個人事業者向けです。（地代に関しては検討中）。

発行：兵庫県議会議員 福島 茂利  
住所：兵庫区東山町 2-6-6-601  
電話：078-512-2940